

【住宅改修についてのお願い】

- ◇ 見積りは、必ず複数の施工業者から取ってください。
 - ◇ 事前・事後申請の際には、提出前に内容の確認をしてください。
 - ◇ 申請から確認書発送まで、場合によってはある程度の日数をいただくことがありますので、できるだけ余裕を持って事前申請をしてください。
 - ◇ 介護保険での住宅改修を行ったことがない施工業者の方には、特に住宅改修の趣旨をよく説明してください。（※見積等書類の不備、工事内容の変更など多く見られます。）制度の趣旨をご理解いただけない場合は、お断りすることがあります。
 - ◇ 併せてご利用者本人及びご家族にもよく説明をお願いします。
 - ◇ 事前申請の内容で審査しています。工事内容や見積りに変更があった場合、工事を中止して早急に連絡をしてください。（※どんな小さな変更でも念のためご連絡願います。）施工前に連絡がない場合、基本的には住宅改修費の給付できません。
 - ◇ 工事後すぐに追加工事をするのがないよう利用者・家族と改修箇所の確認をしてください。（※身体状況が変化したとき以外）
 - ◇ 工事内容を施工業者任せにしないで、安全性を十分に考慮し、必要な箇所に必要な改修を心掛けてください。
1. 見積り…改修場所・改修部分ごとに、使用した部材・工賃がわかるようにしてください。〔具体的には、素材名・形状・長さ・太さ・面積・部品・取付け方法・メーカー名及び製品番号（既製品の場合）を記載。〕
対象外がある場合は、対象部分とは分けて計上してください。
 2. 図面…動線・改修箇所がわかるものにしてください。なお、踏み台や外用手すりなど平面図だけではわかりにくいものは、製品パンフや立体図を添付してください。
 3. 写真…撮影日が写しこまれたものを添付してください。また、事前・事後申請とも同じ方向・角度から写してください。
- ◆「1. 見積り・2. 図面・3. 写真」には、同じ番号を振ってください。